



宮崎県公報

平成19年6月26日(火曜日)号外 第72号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号

小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日

購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

目次

○鳥獣保護区の保護に関する指針案の縦覧(2件)(自然環境課) 1

○鳥獣保護区の変更に関する公聴会の開催(2件)(自然環境課) 2

頁

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第2項の規定により、次のとおり一里崎鳥獣保護区の区域の変更を行うこととしたので、同条第4項の規定により当該鳥獣保護区の保護に関する指針案を縦覧に供する。

なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 鳥獣保護区の名称
一里崎鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域

串間市大字本城字下千野の市道塩屋原下平線にかかる下千野橋を起点として、同所より同市道を南東に進み本城川右岸の港橋に至り、同所より同河川の右岸を上流に進み市道吾社百田線の城泉坊橋に至り、同所より同河川の左岸を下流に進み同河川の河口に至り、同河口と一里崎南端を直線で結び、同南端とびんだれ島南端を直線で結び、同南端と福島川河口(左岸)を直線で結び、同所より同河川の左岸を上流に進み左岸堤防と市道屋治金谷線との交点に至り、同所より同市道を南に進み県道都井西方線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み市道塩屋原下平線との交点に至り、同所より同市道を南東に進み起点に至るまでの線で囲まれた区域

- 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成24年10月31日まで

- 鳥獣保護区の保護に関する指針案

自然公園法ほか他法令との連携で自然と野生鳥獣との調和を図りつつ、当指定区域の優れた生息環境を適切に保持し、区域内の鳥獣の生息環境を損なうことのないよう留意していく。

- 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局

- (2) 期間

平成19年6月26日から平成19年7月9日まで

- 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県環境森林部自然環境課

- (2) 期間

平成19年6月26日から平成19年7月9日まで

- 7 意見書の記載事項

意見書には、当該鳥獣保護区における変更についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第2項の規定により、次のとおり青鹿鳥獣保護区の区域の変更を行うこととしたので、同条第4項の規定により当該鳥獣保護区の保護に関する指針案を縦覧に供する。

なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 鳥獣保護区の名称

青鹿鳥獣保護区

- 鳥獣保護区の区域

川南町大字川南字北原篠原橋の西詰を起点として、篠原川を北西に進み町道銀座・大内線の交点に至り、同所より同町道を北東に進み通称掛迫農道との接点に至り、同所より同農道北東に進み掛迫神社を経て通称掛迫谷を北に上がり町道込ノ口・掛迫線との交点に至り、同所より同町道を北西に進み川南遊学の森県有林の境界線に至り、同所より同境界線を西に進み、川南尾鈴国有林1051林班の防火線に至り、同所より同防火線を北に進み県道尾鈴川南停車場線との接点に至り、同所より同県道を東に進み町道込ノ口・掛迫線との交点に至り、同所より同町道を南西に進み村上町有林入り口に至り、同所より山道を300メートル進み町営牧場境界線に至り、同所より同境界線を南に進み町道銀座・大内線との接点に至り、同所より同町道を西に進み、町道掛迫・旭ヶ丘線との交点に至り、同所より同町道を南に進み町道市納・旭ヶ丘線との接点に至り、同所より同町道を南に進み町道登り口・旭ヶ丘線の接点に至り、同所より同町道を東に進み町道弥次郎橋・登り口線との交点に至り、同所より同町道を南に進み県道都農綾線との接点に至り、同所より同県道を南西に進み町道市棚・大内線との接点に至り、同所より同町道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成25年10月31日まで

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針案
制札の設置及び定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。
- 5 1 から 4 までの掲げる事項の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所
宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局
(2) 期間
平成19年6月26日から平成19年7月9日まで
- 6 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県環境森林部自然環境課
(2) 期間
平成19年6月26日から平成19年7月9日まで
- 7 意見書の記載事項
意見書には、当該鳥獣保護区における変更についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、一里崎鳥獣保護区の変更について公聴会を次のとおり開催する。

平成19年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成19年7月17日 午後1時30分 から	串間市漁業協同組合2階会議室 串間市大字西方1 5071-128	一里崎鳥獣保護区の区域の拡張について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、青鹿鳥獣保護区の変更について公聴会を次のとおり開催する。

平成19年6月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成19年7月18日 午後1時30分 から	川南町役場別館3階第7会議室 児湯郡川南町大字川南13680-1	青鹿鳥獣保護区の区域の拡張について